

【続報】令和5年度第2回愛媛県LPガス料金高騰緊急対策支援事業について

先月号でお伝えいたしました通り、標記の件について、規程・手引き・申請書類は、1月上旬に郵送しご確認いただいているとは思いますが、手引き書から抜粋して先月号に引き続きご案内いたします。

本事業実施にあたり、弊会ホームページに提出様式等も掲載しておりますので、期日までに計画認定をご申請くださいますようお願いいたします。

関係書類のご提出やお手続きに関するお問い合わせは、事務処理センターで承ります。協会事務局ではございません。お気を付けください。

なお、申請時に必要な提出書類については、下記のチェックリストをご確認のうえ、不足の無いようご注意ください。

【支援内容】

期間

令和6年1月～4月のLPガス料金4カ月分
(令和6年2月～5月の検針分)

対象

- 愛媛県内でLPガスを使用する一般家庭・業務用施設・工場などの工業用
- LPガスを供給しているコミュニケーガス団地は対象。
- 質量販売については、定置使用は対象。
- 公営住宅の同居者や施設の利用者が実質的にLPガス料金を負担する場合。

※一般家庭は、使用量が50m³/月以上の場合でも値引き額は月額550円(税込)です。

※一軒の家庭に複数の契約に基づき供給している場合は、契約ごとに値引き額を算定します。但し、設置しているメーターの数を補助件数の上限とします。

※業務用施設において同一敷地内で同一契約者に対し複数の契約に基づき供給している場合は、各使用量の合計に対し値引き額を算定します。但し、50m³/月以上を使用する場合には補助上限額を適用します。

※1ヶ月の間に複数回検針・請求をする場合、2回目以降は対象外とします。

対象外

- タクシー・フォークリフト等車輛で使用されるLPガス
- 移動して使用する、道路舗装やキッチンカー
- 使用量が50m³未満や値引き前の請求額が月額550円(税込)未満の場合
- 1カ月の間に複数回検針・請求をする場合

値引き額

次の内容で本体価格(税別価格)からの値引きを行ってください。

税込価格からの値引きを行う場合は、消費税等の率(10%)を乗じた金額を値引きしてください。

(1) 一般家庭向け
500円/4か月(500円未満/月は対象外とする。)

(2) 業務用施設向け
ア 使用量が50m³/月未満の場合
500円/月×4か月(500円未満/月は対象外とする。)

イ 使用量が50m³/月以上の場合
15円/m³×月間使用量×4か月
ただし、50千円/月を上限とする。

(例)	(税別価格)	(税込価格)
基本料金	1,000円	1,100円
従量料金	9,000円	9,900円
請求額	10,000円	11,000円
値引き額	△500円	△550円
値引き後請求額	9,500円	
税込請求額		10,450円

※検針票、請求書、Web明細、領収証のいずれかに

「県の支援によりガス料金から550円を値引きしています。」

「県の支援により1m³当たり16.5円を値引きしています。」

等を明示してください。

販売事業者への交付額

本体価格(税込価格)からの値引き額を補助金として交付します。

上記4の(例)であれば、550円(税込)の値引きを行う原資として、500円(税抜)の交付となります。月50m³以上を使用する場合においても同様の整理となります。

【申請手続き】

1. 「令和5年度第2回愛媛県LPガス料金高騰緊急対策支援事業計画認定申請書」の提出

提出先：事務処理センター

提出期限：令和6年1月31日(水)

※郵送の場合は、31日の消印有効です。投函、持参が間に合わない場合には、期限までにファックスにて送信いただき、後日速やかに提出願います。

※申請書は、「営業所・事業所単位ではなく事業者」として提出してください。

値引き対象期間：1月～4月使用分(2月～5月の検針分を対象とする。)

値引き対象顧客数：申請時の件数を記載してください。件数の考え方は「Ⅱ. 補助金の概要と基本的な事項」の3つのとおりです。

件数は、交付申請書兼請求書(様式第3号)で確定しますので、計画認定後に件数の増減が生じて構いません。ただし、2割以上増減する場合には、計画変更申請書(様式第2号)を提出してください。

添付書類：申請件数の根拠として、消費者の氏名、企業・団体が識別できる一覧表を添付してください。(月50m³以上の使用が見込まれる業務用施設については、確定している直近月の使用実績など、使用量の目安を記載すること)

※提出される場合、一覧表の消費者の氏名、企業・団体名は、番号に置換え又は、空白とすることが可能です。また住所は、市町名まで構いません。

ただし、事務局が行う申請時、又は、完了時の閲覧の際、照合できるよう、氏名等を記載した原本を保管願います。

振込口座の番号と名義(カナ表記)が確認できるものとして、通帳、又は入金帳などのコピーを添付してください。

添付書類は、補助事業の経費に関する帳簿及びすべての証拠書類とともに補助事業の完了の日の属する年度終了後5年間(令和11年度まで)保管し、事務局・県・国等の閲覧に供せるよう保管してください。

【事業の実施と交付申請書兼請求書の提出】

1. 「令和5年度第2回愛媛県LPガス料金高騰緊急対策支援事業計画認定通知書」の送付

↓
計画認定申請書を提出された事業者には、内容を審査の上、事務局から計画認定通知書(様式第1-3号)を送付、又は、電子メールに添付して送信します。

値引き後の請求業務は、原則として計画認定通知書を受領後に開始してください。

2. 「令和5年度第2回愛媛県LPガス料金高騰緊急対策支援事業費補助金交付申請書兼請求書」

の提出

1月～4月分のうち対象月のLPガス料金の値引き件数と金額が確定しましたら、月ごとに補助金交付申請書兼請求書(様式第3号)を各受付期間内に提出願います。

(1) 受付期間

1月使用分(2月検針分)
令和6年2月1日(木)～3月29日(金)

2月使用分(3月検針分)
令和6年3月1日(金)～4月30日(火)

3月使用分(4月検針分)
令和6年4月1日(月)～5月31日(金)

4月使用分(5月検針分)
令和6年5月1日(水)～6月28日(金)

(2) 提出方法 郵送・電子メールへの添付

※郵送の場合は、各受付期間最終日の消印有効です。投函、持参が間に合わない場合には、期限までにファックスにて送信いただき、後日速やかに提出願います。

※申請書は、「営業所・事業所単位ではなく事業者」として提出してください。

(3) 提出先：事務処理センター

(4) 値引き対象月：1月～4月使用分から選択してください。

(5) 交付申請額

値引き件数及び交付申請額を記載してください。

※添付書類との整合に留意すること。

(6) 添付書類

1) 値引き件数及び交付申請額の根拠として、次のものを添付してください。

- 消費者の氏名、企業・団体が識別できる一覧表を添付してください。(月50m³以上の使用が見込まれる業務用施設については、確定している直近月の使用実績など、使用量の目安を記載すること)
- 値引きした請求書の写し(伝票など請求額の一覧表による代用を認める)

2) 添付書類は、補助事業の経費に関する帳簿及びすべての証拠書類とともに補助事業の完了の日の年度終了後5年間(令和11年度まで)保管し、事務局・県・国等の閲覧に供せるよう保管してください。

3) 提出される場合は、紛失や盗難を避けるため、できるだけメール送信願います。

【補助金交付の通知と支払】

「補助金交付申請書兼請求書(様式3号)を提出されましたら、内容を審査の上、事務局から「補助金交付決定通知書」を送付いたします。通知書の送付後、支払期日までに指定口座に振り込みます。

事務経費については、最終支払月に加算して、お支払いいたします。

1. 事務処理センター

住所：〒790-0038
松山市和泉北2丁目10-8

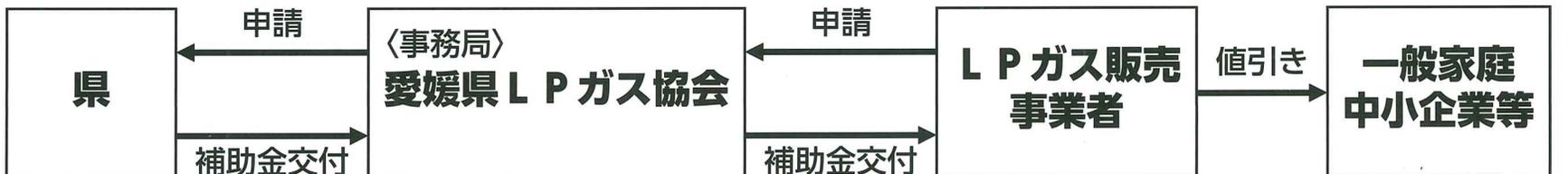
TEL：089-993-6156

FAX：089-993-6881

Mail：infolpgas@pro-win.co.jp

2. 申請手続きに係る提出書類

- 様式第1号 計画認定申請書
- 様式第1-2号 誓約書
- 顧客リスト
- 振込口座番号と口座カナ名義がわかるもののコピー



住宅省エネ2024キャンペーンのお知らせ

令和5年11月10日、令和5年度補正予算案が閣議決定され、本キャンペーンの各事業の後継事業等の①～④が盛り込まれました。

これらの事業は、「住宅省エネ2024キャンペーン」として、一体的に実施することを予定されているとの事です。リフォーム工事や高効率給湯器のご案内などにご活用ください。

目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて家庭部門の省エネを協力を推進するため、住宅の断熱性の向上に資する改修や高効率給湯器の導入などの住宅省エネ化への支援を強化する必要。

国土交通省・経済産業省・環境省は、住宅の省エネリフォームを支援する新たな補助制度を創設するとともに、3省の連携により、各事業をワンストップで利用可能（併用可）とする。

事業名称①

質の高い住宅ストック形成に関する省エネ住宅への支援（仮称）

【国土交通省】〈令和5年度補正予算案 2,100億円〉

- 高い省エネ性能を有する新築住宅（長期優良住宅、ZEH住宅）の取得に対して支援
- 子育て世帯・若者夫婦世帯を対象とし、長期優良住宅の場合100万円/戸、ZEH住宅の場合は80万円/戸の補助金を交付。

開口部・躯体部の省エネ改修工事

○住宅の開口部・壁等に対する一定の断熱改修やエコ住宅設備の設置等の省エネリフォームを行う場合に工事内容に応じた定額を支援。

○それぞれ以下のとおり支援

- 1) 子育て世帯又は若者夫婦世帯の場合
 - ・既存住宅の購入を伴う場合は最大60万円/戸
 - ・長期優良リフォームの場合は最大45万円/戸
 - ・上記以外のリフォームを行う場合は最大

30万円/戸

2) その他の世帯の場合

- ・長期優良リフォームの場合は最大30万円/戸
- ・上記以外のリフォームを行う場合は最大20万円/戸

その他のリフォーム工事

○住宅の子育て対応改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコン設置工事等を行う場合に工事内容に応じた定額を支援

詳細はこちら

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000243.html

事業名称②

断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業

【環境省】〈令和5年度補正予算 1,350億円〉

省エネ改修 高断熱窓の設置

○補助金は、断熱改修工事を行う事業者の申請に基づき、住宅所有者に補助金全額が還元されることを条件に、当該事業者に対して交付。

○高断熱窓（熱量流率Uw1.9以下等、建材トップランナー制度2030年目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの）への断熱改修工事に対して支援。

○工事内容に応じて定額を交付（補助率1/2相当等。1戸あたり最大200万円）

詳細はこちら

https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/building_insulation/window_00002.html

事業名称③

高効率給湯器導入促進による家庭部門の省エネルギー推進事業費補助金

【経済産業省】〈令和5年度補正予算案 580億円〉

高効率給湯器の設置

○一定の基準を満たした高効率給湯器を導入する場合、機器・性能ごとに設けられた定額を支援。

○寒冷地において高額な電気代の要因となっている設備（蓄熱暖房機や電気温水器）を一新するため、高効率給湯器の導入とあわせて、こうした設備を撤去する場合には、加算補助

○補助金は、給湯器導入を行う事業者の申請に基づき、消費者等に補助金全額が還元されることを条件に、当該事業者に対して交付。

詳細はこちら

https://www.enechometigojp/category/saving_and_new/saving/general/housing/kyutokidonyu/kyutodonyujo2023.html

事業名称④

既存賃貸集合住宅向けエコジョーズ等取替

【経済産業省】〈令和5年度補正予算案 185億円〉

○既存賃貸集合住宅において、一定の基準を満たしたエコジョーズまたはエコフィールに取り替える※場合、機能ごとに設けられた定額を支援。

※従来型給湯器からの取替に限る。

○補助金は、給湯器の交換を行う事業者等の申請に基づき、賃貸オーナー等に補助金全額が還元されることを条件に、当該事業者に対して交付。

○補助額は以下のとおり

- ・追い焚き機能なしエコジョーズ/エコフィールへの取替：5万円/台
- ・追い焚き機能ありエコジョーズ/エコフィールへの取替：7万円/台

詳細はこちら

https://www.enechometigojp/category/saving_and_new/saving/general/housing/kyutokidonyu/chintaisyugo2023.html

【法改正のお知らせ】

（一社）全国LPガス協会より法改正の周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について

標記の内容に関する、意見募集が11月中旬～12月上旬に実施されました。

○主な概要

- ・貯蔵施設の管理に関して、常駐又は「さく・へい」を設け施設等を行うことに限られていたが、他の方法でも管理が可能となる。
- ・集中監視センターの常時配置について、業務が円滑に実施できる場所であれば常時配置とする。

そして、意見募集を踏まえ、下記のとおり令和5年12月15日に公布、施行となりました。

主な改正概要

- ・第11条（貯蔵施設）関係
 - 2（2）貯蔵施設には、貯蔵施設の所有者若しくは占有者の従業員であって規則第36条第2項に定める要件に適合する者が管理人として貯蔵施設に常駐していること、又は貯蔵施設に係る者以外の者が容易に近づけず立ち入らないような措置を講じていること。

なお、上記の措置は「さく・へい」を設け施設を行うことなどが考えられるが、これに限らない。

 - ・別添 運営管理規程（例）（監視する者の業務内容）
- ・第5条 監視員は、第2条第2項の集中監視センター又は前条の業務が円滑に実施することができる場所に常時配置するものとする。

「地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令等に対する省令」の改正について

標記に対する意見募集が10月下旬～11月下旬の期間で実施されました。

○主な概要

バルクローリーについては、液化石油ガス法による充てん設備としての許可等と、高圧法による移動式製造設備としての許可等を受けているものがある。

その場合（双方の技術基準を引用する場合など）、両法の許可等を個別に受けるため、両法の手数料が必要になることから、国の審議会において、事務手続きの合理化によって、手数料を低減し、又は不要とする方針が了承された。

なお、標準的なバルクローリーの処理容積（25,000㎡～100,000㎡）では高圧法の許可を受ける場合、21,000円の手数料が定められており、今回の改正により液石法の許可を受けたバルクローリーが高圧法の許可を受ける場合においては6,000円の手数料改正案が示されました。

そして、意見募集を踏まえ、下記のとおり令和5年12月6日に公布、令和6年4月1日に施行されることになりました。

改正概要

バルクローリーについては、液石法による充てん設備としての許可等と、高圧法による移動式製造設備としての許可等を受けているものがあり、本改正により液石法の許可を受けたバルクローリーの高圧法の許可申請にあたっては6,000円の手数料となる。

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための経済産業省令の一部を改正する省令について

標記の内容に関する、経済産業省より意見募集が11月16日～12月15日に実施されました。詳細は下記の意見募集結果をご覧ください。

この度、その内容を踏まえ、令和5年12月28日に公布されましたのでお知らせいたします。なお、販売事業者が掲示する標識をウェブサイトへ掲載する場合の表示位置等については、経済産業省へ詳細を確認いたしますので、改めてお知らせいたします。

改正概要

- ①「フレキシブルディスク」、「シー・ディー・ロム」といった特定の媒体名を定めるものについて、媒体名は削除され、「電磁的記録媒体」等の抽象的な規定への見直しが行われた。
- ②販売事業者が販売所に掲げる標識について「常時雇用する従業員の数が五人以下である場合」もしくは「自ら管理するウェブサイト有していない場合」を除き、ウェブサイトにも掲載することになった。

施行日

- ①令和5年12月28日
- ②令和6年4月1日

改正概要等掲載URL

【経済産業省】
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/12/20231228-01.html

【意見募集結果】

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595123101&Mode=1>



令和5年度愛媛県緊急連絡訓練

令和5年12月18日(月)午前11時より、例年どおり愛媛県緊急連絡訓練が実施されました。

まずは、「シェイクアウトえひめ(県民総ぐるみ地震防災訓練)」に参加し、「(1)まず低く=DROP!」⇒「(2)頭を守り=COVER!」⇒「(3)動かない=HOLDON!」の安全確保行動を約1分間行いました。

続いて、各会員は販売所内の被害状況等を第1報として、各支部の緊急連絡網に従って所属支部の支部長へ連絡し、支部長は支部管内の被害状況等を取りまとめ、協会本部へ報告をいただきました。

協会本部は県下の状況を取りまとめた上で、愛媛県民環境部防災局消防安全課に被害状況をFAXで報告するとともに、各支部長事業所に対し愛媛県内の被害状況を連絡し、全支部からの受信確認連絡を以て訓練を終了しました。

※集計表は下記のとおりです。

令和5年度緊急連絡訓練集計表

1. 事業所、充填所、スタンドの人的・物的被害状況

被害の種類	項目	四国中央	新居浜	西条	周桑	今治	松山	大洲	八幡浜	西予	宇和島	南宇和	合計
		①人的被害											
死亡者	事業主	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	従業員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
負傷者	事業主	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	従業員	3	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	8
	合計	3	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	8
②物的被害	事務所	4	1	0	0	2	3	2	1	3	5	0	21
	容器置場・充填所	5	0	0	0	2	2	1	1	2	2	0	15
	スタンド	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	車両	8	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	11
	パルクローリー	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	17	1	0	0	4	8	3	2	5	7	0	47	

2. 流失容器回収状況

流失容器回収状況	四国中央	新居浜	西条	周桑	今治	松山	大洲	八幡浜	西予	宇和島	南宇和	合計
その他(充填所・貯蔵施設・容器置場等)よりの流失	22	3	0	0	0	4	0	40	0	52	0	121
内回収本数	0	0	0	0	0	2	0	5	0	0	0	7

令和5年度高圧ガス製造保安責任者等試験結果集計表

令和5年度高圧ガス製造保安責任者等試験試験結果集計

昨年11月12日(日)アイテムえひめ大展示場(松山市)で実施されました令和5年度高圧ガス製造保安責任者等試験(国家試験)の試験結果がまとまりましたので、報告いたします。今年度の合格率等は右表のとおりです。

合格通知は、令和6年1月5日(金)に高圧ガス保安協会試験・教育事業部より、合格かわらず発送済みです(ただし、必要な受験科目を全て受験したものに限り)。

また、高圧ガス保安協会ホームページ(<https://www.khk.or.jp/>)にて合格者番号の発表がされております。

試験合格者は、実務経験の有無にかかわらず免状交付申請が可能です。合格通知に同封しております免状交付申請書を使用してお手続きください。記入方法・送付先など詳細については、申請書の記載をよくご確認ください。

〈問い合わせ先〉

高圧ガス保安協会 試験・教育事業部門 ☎03-3436-6102

試験の種類	受験科目の区分	受験願書受付数	受験者数	合格者数	本県合格率(%)	全国合格率(%)
乙種化学	全科目受験	22	21	3	14.3	23.8
	保安管理技術及び学識免除	32	31	30	96.8	85.8
	小計	54	52	33	63.5	44.2
丙種化学(液石)	全科目受験	61	51	5	9.8	16.8
	保安管理技術及び学識免除	13	13	13	100.0	93.1
	小計	74	64	18	28.1	36.0
丙種化学(特別)	全科目受験	32	32	9	28.1	24.5
	保安管理技術及び学識免除	27	27	22	81.5	90.1
	小計	59	59	31	52.5	53.9
乙種機械	全科目受験	85	76	14	18.4	22.3
	保安管理技術及び学識免除	23	23	17	73.9	87.1
	小計	108	99	31	31.3	42.1
第二種冷凍機械	全科目受験	19	15	4	26.7	33.2
	保安管理技術及び学識免除	16	16	9	56.3	83.1
	小計	35	31	13	41.9	45.9
第三種冷凍機械	全科目受験	65	55	22	40.0	39.9
	保安管理技術免除	12	12	9	75.0	84.6
	小計	77	67	31	46.3	32.4
第一種販売	全科目受験	13	12	3	25.0	45.6
	保安管理技術免除	17	17	15	88.2	91.7
	小計	30	29	18	62.1	55.3
第二種販売	全科目受験	51	43	17	39.5	32.3
	液石法免除	6	6	1	16.7	45.3
	保安管理技術免除	32	32	26	81.3	83.8
	高圧法及び保安管理技術免除	2	2	2	100.0	66.2
	液石法及び保安管理技術免除	5	5	4	80.0	87.5
	全科目免除	2	2	2	100.0	100.0
液化石油ガス設備士	全科目受験(筆記)	18	18	8	44.4	36.8
	全科目受験(技能)	9	9	5	55.6	76.7
	小計	98	90	52	57.8	54.6
合計		553	509	232	45.6	

四国ガス(株)との転換情報

(2023年12月転換処理分)

項目	LPガスから四国ガスへ転換	四国ガスからLPガスへ転換	差引き四国ガスへ転換	転換された累計
今治	2	0	2	4,685
松山	2	5	-3	12,346
宇和島	2	0	2	3,102
計	6	5	1	20,133

※累計は昭和58年6月転換協定以降の数

協会日誌

1月10日(水) 支部監査 (西条支部)

1月12日(金) 支部監査 (周桑支部)

1月16日(火) 青年部会正副部会長会議 (今治支部)

1月17日(水) 支部監査 (協会事務所)

1月19日(金) 支部監査 (四国中央支部)

1月24日(水) 支部監査 (新居浜支部)

(八幡浜支部) (大洲支部) (宇和島支部) (南宇和支部)

(一社)香川県LPガス協会

四国4県事務局会議